

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次
ページ

告 示

○県議会臨時会の招集(五三〇・財政課)……………1

告 示

秋田県告示第五百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条第三項の規定により、平成十九年十一月十二日に、秋田県議会臨時会を秋田市に招集し、同条第四項の規定に基づき、付議すべき事件を次のとおり告示する。

平成十九年十一月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 平成十九年度秋田県一般会計補正予算(第五号)
- 二 秋田県水と緑の森づくり税条例案(議案第三百三十六号)
- 三 秋田県水と緑の森づくり基金条例案(議案第四百四十三号)
- 四 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 五 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 六 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 七 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金条例の一部を改正する条例案
- 八 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 九 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 十 交通事故に係る和解について

- 十一 交通事故に係る和解について
- 十二 交通事故に係る和解について
- 十三 平成十九年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更について
- 十四 平成十八年度秋田県歳入歳出決算の認定について
- 十五 平成十九年度秋田県一般会計補正予算(第三号)の専決処分報告
- 十六 平成十九年度秋田県一般会計補正予算(第四号)の専決処分報告
- 十七 平成十八年度秋田県一般会計等の継続費の精算報告
- 十八 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十九 物損事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 二十 物損事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 二十一 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 二十二 損害賠償請求に係る訴訟の和解の専決処分報告
- 二十三 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 二十四 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄